

議案第 87 号

松阪市税条例の一部改正について

松阪市税条例（平成 17 年松阪市条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 10 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市税条例の一部を改正する条例

松阪市税条例（平成 17 年松阪市条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

第 81 条の 2 の見出し中「所有する」を削除し、同条中「所有する軽自動車等」を「取得する三輪以上の軽自動車」に、「次に掲げるもの」を「次の各号に該当するもの」に、「軽自動車税」を「環境性能割」に改め、同条に次の 4 号を加える。

- (2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの
- (3) 血液事業の用に供するもの
- (4) 救護資材の運搬の用に供するもの
- (5) 前各号に掲げる軽自動車に類する軽自動車で市長の認めるもの

第 81 条の 2 に次の 1 項を加える。

2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次に掲げるものに対しては、種別割を課さない。

- (1) 救急用のもの

第 90 条第 1 項第 1 号中「又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）」を「、精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）又は知的に障害を有し歩行が困難な者（以下「知的障害者」という。）（以下これらの者を「身体障害者等」という。）」に、「又は精神障害者」を「、精神障害者又は知的障害者」に、「当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」を「当該身体障害者等、当該身体障害者等」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。